



発行 新潟県

号外 1

平成30年2月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

186 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

告 示

◎新潟県告示第186号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成30年2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名: 4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (2) N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名: 4Cl-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (3) N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド(通称名: Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF-F)及びその塩類
- (4) N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン(通称名: 4-MMA-NBOMe)及びその塩類
- (5) 1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン(通称名: 3C-P)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年3月1日